

## 定期積金

商品名	定期積金
販売対象	個人および法人
期間	6ヶ月以上7年以下
預入方法	預入方法：契約期間内で掛金を分割受入 預入金額：1回当たり100円以上 預入単位：100円単位
払戻方法	満期日以後に一括して支払います
給付補填金	適用利回り：当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します 支払頻度：満期日以後に一括して支払う 計算方法：計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 税金：個人のお客様は20%(国税15%,地方税5%) ※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%,地方税5%)となります。 金利情報の入手方法：金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	普通貯金等からの自動振替による受入ができません
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合：解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合：約定年利回り×60% ※ただし、解約日における普通貯金金利を下限とします
貯金保険制度	保護対象：当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	当会は、社団法人JFマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という)につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課(Tel:092-751-2064)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口(Tel:092-751-2064)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(Tel:03-3294-9670)を通じて 弁護士の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。 なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター (Tel:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3581-2249) また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します